

佐倉市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、退職金制度への加入を促進し、中小企業における従業員の福祉の向上と雇用の安定を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的として、退職金共済契約を締結し、従業員の掛金を納付する中小企業者に対し佐倉市中小企業退職金共済掛金補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する事業主をいう。
- (2) 退職金共済契約 事業主が中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条に規定する特定退職金共済団体（以下「団体」という。）に掛金を納付し、機構又は団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約して、従業員ごとに締結する契約をいう。ただし、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第31条の3第1項の場合における契約及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第36条第2項前段の場合における契約を除く。
- (3) 被共済者 中小企業者が雇用する従業員のうち退職金共済契約により機構又は団体が退職金を支給すべき者をいう。ただし、当該中小企業者の同居の親族を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 自己の従業員を被共済者として、退職金共済契約を締結した者であること。
- (2) 市内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、退職金共済契約を締結した日の属する月（以下「契約締結月」という。）から起算して12か月分の掛金とする。ただし、納付した掛金が12か月未満で

あるうちは、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、被共済者1人につき補助対象経費である12か月分の各月の掛金に10分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該各月の掛金に10分の1を乗じて得た額が1,000円を超えるときは、1,000円を限度とする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書及び規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業の成果を記載した実績報告書は、佐倉市中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)によるものとする。

2 交付申請書兼実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 退職金共済掛金払込明細書(別記様式第2号)

(2) 市税を滞納していないことを証する書類

(3) 退職金共済契約書又は掛金共済手帳の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる被共済者の掛金納付開始月の区分に応じ、当該各号に定める期間に補助金の交付の申請をしなければならない。

(1) 契約締結月が1月であるとき 掛金納付開始月の属する年の翌年の2月1日から2月末日まで

(2) 契約締結月が2月から12月までであるとき 掛金納付開始月の属する年の翌々年の2月1日から2月末日まで

4 前項の補助金の交付の申請に係る被共済者が複数あるときは、一の申請にまとめて行うことができる。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知及び規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金交付(不交付)決定通知書兼確定通知書(別記様式第3号)によるものとする。

(交付の請求)

第8条 規則第16条第1項に定める請求書は、補助金交付請求書(別記様式第4号)とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金

について適用する。

(有効期限)

- 3 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成21年3月24日決裁20佐商第762号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日決裁23佐産第367号)

この要綱は、平成23年11月30日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月12日決裁23佐産第751号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成27年3月12日決裁26佐産第591号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日決裁29佐産第877号)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日決裁佐財第577号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。